

運転免許証種類の追加に関する交換書簡

(公益財団法人日本台湾交流協会側)

書簡をもって啓上致します。本会長は、「運転免許証の相互承認に関する財団法人交流協会と亜東関係協会との間の取決め」の別添の対照表に関連し、両協会代表者の間で次の了解に到達したことを確認致します。

日本の運転免許証の種類に「牽引+準中型」、「準中型」、「牽引+準中型（限定5t）」、「準中型（限定5t）」を追加し、台湾の運転免許証の種類の小型車免許（B）に適用させることとし、2017年3月12日より効力を生ずるものとしします。

本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に敬意を表します。

2017年3月11日 東京で

公益財団法人日本台湾交流協会会長
大橋光夫

亜東関係協会会長
邱義仁 殿

大橋光夫

(訳文)

書簡をもって啓上致します。本会長は、日本の運転免許証種類の追加に関する貴会長の2017年3月11日付け書簡を受領しました。

日本の運転免許証の種類に「牽引+準中型」、「準中型」、「牽引+準中型(限定5t)」、「準中型(限定5t)」を追加し、台湾の運転免許証の種類の小型車免許(B)に適用させることとし、2017年3月12日より効力を生ずるものとします。

本会長は、貴会長の右書簡中に引用されている公益財団法人日本台湾交流協会の了解は、亜東関係協会の了解でもあると確認致します。

本会長は以上を申し進めるに際し、ここに貴会長に敬意を表します。

2017年3月27日 台北で

亜東関係協会会長
邱義仁

公益財団法人日本台湾交流協会会長
大橋光夫 殿